

被爆者問題ソウル中央地方法院判決  
仮訳

ソウル中央地方法院第 26 民事部判決

2015 年 6 月 26 日判決

原告 X1 外 78 名

被告 大韓民国

主文

- 1 原告らの請求を全て棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

請求の趣旨

被告は原告らに対し、各 10, 000, 000 ウォン及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済まで年 20%の割合による金員を支払え。

理由

1 基礎事実

ア 原告らの原子爆弾被爆被害

日本は 1910 年 8 月 22 日、大韓帝国との間に韓日合併条約を締結し、朝鮮総督府を通じて韓半島を支配した。日本は 1931 年に満州事変、1937 年には中日戦争を引き起こして徐々に戦時体制に入り、1941 年 12 月 8 日には太平洋戦争まで引き起こした。原告らは 1945 年 8 月 6 日広島、又は同年 8 月 9 日長崎に投下された原子爆弾によって被爆被害を被った。

イ サンフランシスコ対日平和条約の締結

- 1) 日本国が 1945 年 8 月 15 日に米国をはじめとする連合国に降伏を宣言して太平洋戦争は終結し、連合国と日本国は 1951 年 9 月 8 日、米国サンフランシスコで戦後賠償問題を解決するために対日平和条約を締結した。
- 2) 上記条約第 4 条 (a) は「大韓民国を含む上記条約第 2 条に規定された地域に存在する日本国及びその国民の財産、そして上記の地域の統治当局及びその国民に対する請求権、日本国に存在する上記地域の統治当局及びその国民所有の財産、そして上記地域の統治当局及びその国民の日本国及び日本国国民らに対する請求権の処理は、日本国と上記地域の統治当局間の特別協定の規定するところによる」旨定めた。

#### ウ 大韓民国と日本国の間の請求権協定締結の経緯

- 1) 解放後に韓国に進駐した米軍政当局は、1945年12月6日に公布した軍政法令第33号により在韓旧日本財産をその国有・私有を問わず米軍政庁に帰属させ、このような旧日本財産は大韓民国政府樹立直後である1948年9月20日に発効した「韓米間財政及び財産に関する最初の協定」により韓国政府に委譲された。
- 2) サンフランシスコ対日平和条約第4条(a)の規定の趣旨によって、大韓民国及び大韓民国国民と日本及び日本国民間の財産上の債権・債務関係を解決するために、1951年10月21日の予備会談に続き1952年2月15日に第一次韓日会談本会議が開かれ、大韓民国と日本国の国交正常化のための会談が本格的に開始された。
- 3) 第一次韓日会談(1952年2月15日～1952年4月25日)において、大韓民国政府は「韓日間の財産及び請求権協定要綱8項目」(以下「8項目」という)を提示した。その内容は、①韓国から搬出された古書籍・美術品・骨董品・その他の国宝、地図原版及び地金・地銀を返還すること、②1945年8月9日現在の日本政府の対朝鮮総督府債務を弁済すること、③1945年8月9日以降に韓国から振替えたり送金された金額を返還すること、④1945年8月9日現在韓国に本社又は主たる事務所がある法人の在日財産を返還すること、⑤韓国法人又は自然人の日本及び日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金その他の韓国人の請求権を弁済すること、⑥韓国法人又は韓国自然人所有の日本法人の株式又はその他の証券を法的に認定すること、⑦前記財産又は請求権から発生した果実を返還すること、⑧前記返還及び決済は協定成立後ただちに開始し、遅くとも6か月以内に終了することなどである。
- 4) それ以降7回の本会議とこれに伴う数十回の予備会談、政治会談及び各分科委員会別会議が開催され、1965年6月22日、「国交正常化のための大韓民国と日本国間の基本関係に関する条約」と、その付属協定の一つとして「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(条約第172号、1965年12月18日発効、以下「請求権協定」という)が締結された。
- 5) 請求権協定は第1条で「日本国が大韓民国に10年間にわたって3億ドルを無償で提供し、2億ドルの借款を行うこととする」と定めたこととあわせて、第2条と第3条で次のように定めた。

## 第2条

- 1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条（a）に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。
- 2 この条の規定は、次のもの（この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く）に影響を及ぼすものではない。
  - （a）一方の締約国の国民で1947年8月15日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益
  - （b）一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて1945年8月15日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたもの
- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に関係する他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

## 第3条

- 1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。
- 2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から30日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の30日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。
- 3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約国政府のそれぞれが30日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。
- 4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

6) 請求権協定に対する合意議事録（I）は、上記第2条に関して次のように定めている。

- （a）「財産、権利及び利益」とは、法律上の根拠に基づき財産的価値を認められるすべての種類の実体的権利をいうことが了解された。
- （e）同条3により執られる措置は、同条1にいう両国及びその国民の財産、権利及び利益

並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題の解決のために執られるべきそれぞれの国の国内措置ということに意見の一致をみた。

(g) 同条1にいう完全かつ最終的に解決されたこととなる両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権に関する問題には、日韓会談において韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」（いわゆる8項目）の範囲に属するすべての請求が含まれており、したがって、同対日請求要綱に関しては、いかなる主張もなしえないこととなることが確認された。

エ 原爆被害者らが有する賠償請求権が消滅したか否かに関する解釈上の紛争

1) 日本国政府と司法部の解釈

ア) 日本国政府は請求権協定締結以来、韓国人原爆被害者らの謝罪と賠償要求に対して請求権協定によって原爆被害者らの権利がすべて消滅したと主張して、その法的責任を否定してきた。日本国は1965年12月17日「財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する日本国と大韓民国間の協定第2条の実施による大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律」（法律第144号、以下「財産権措置法」という）を制定・施行したが、その内容は次の通りである。

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）第二条3の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、1965年6月22日において消滅したものとする。ただし、同日において第三者の権利の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

(1) 日本国又はその国民に対する債権

(2) 担保権であつて、日本国又はその国民の有する物（証券に化体される権利を含む。次項において同じ。）又は債権を目的とするもの

（以下省略）

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

イ) 広島にある旧三菱重工業株式会社に強制徴用されて被爆被害を被った韓国人被害者らは、1995年12月11日、広島地方裁判所に日本国及び三菱重工業株式会社等日本企業に対して強制徴用等の不法行為とそれに続く被爆、被爆後の放置等を理由とした損害賠償と強制労働期間に支払われなかった賃金等の支払いを求める訴訟を提起した。しかし上記裁判所は1999年3月25日、損害賠償請求権と賃金請求権が除斥期間経過又は消滅時効完成で消滅したとの理由で請求をすべて棄却し、控訴審である広島高等裁判所もやはり2005年1月19日、原爆被害者らの請求権が除斥期間経過と消滅時効完成のみならず請求権協定と財産権措置法によっても消滅したとの理由で請求を棄却し、上告審である最高裁判所も2007年11月1日上告を棄却したことによって上記判決は確定した。

## 2) 大韓民国政府と司法府の解釈

ア) 上記日本訴訟の原告らは、広島地方裁判所の一審判決宣告後の2000年5月1日、釜山地方法院に三菱重工業株式会社に対して同一の請求原因による訴訟を提起した。

イ) 上記訴訟の一部原告らは上記訴訟係属中に外交通商部長官に対して請求権協定関連書類の公開を請求したが拒否されたため、情報公開拒否処分取消訴訟（ソウル行政法院 2002 ㄱ合 33943）を提起し、2004年2月13日勝訴判決の宣告を受け、その後上記判決は確定した。これに従い、被告は請求権協定に関する一部文書を公開した後、2005年8月26日に「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会」を開催し、「請求権協定は日本の植民地支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条にもとづき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであり、日本軍慰安婦問題等日本国政府と軍隊等日本の国家権力が関与した反人道的不法行為に対しては請求権協定で解決されたものと見ることができず、日本国政府の法的責任が残っており、サハリン同胞問題と原爆被害者問題も請求権協定の対象に含まれていなかった」という趣旨の公式意見を表明した。

ウ) 上記訴訟の一審（釜山地方法院 2000 ㄱ合 7960）は2007年2月2日、損害賠償請求権と賃金請求権があったとしても既に時効で消滅したとして請求を棄却し、控訴審（釜山高等法院 2007 ㄴ 4288）は2009年2月3日、日本国裁判所の確定判決の効力が大韓民国で承認されて既判力が及ぶという理由で請求を棄却した。

エ) 大法院は2012年5月24日宣告 2009 ㄷ 22549 判決で上記控訴審判決を破棄差戻し、「請求権協定は日本の植民地支配賠償を請求するための協商ではなく、サンフランシスコ条約第4条にもとづき韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を政治的合意によって解決するためのものであり、請求権協定第1条によって日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第2条による権利問題の解決と法的対価関係があるとは解されない点、国家が条約を締結して外交的保護権を放棄することとどまらず国家とは別個の法人格を持つ国民個人の同意なしに国民の個人請求権を直接的に消滅させることができると解することは近代法の原理と相容れない点、条約に明確な根拠がない限り条約の締結によって国家の外交的保護権以外に国民の個人請求権まで消滅したと解することはできないが、請求権協定には個人請求権の消滅に関して韓日両国政府の意志の合致があったと解するだけの十分な根拠がない点等に照らして、請求権協定により強制徴用被害者ら個人の請求権が消滅したと解することはできない」との要旨の判示を行った。

## オ 在日韓国人被徴用負傷者らの憲法訴願審判

1) 在日韓国人被徴用負傷者らとその遺族たちは1998年6月22日、彼らの補償請求権が請求権協定によって消滅したか否かに関する解釈上の紛争を解決するために請求権協定第3条第2項による仲裁回付に進んでいない被告の不作为が基本的人権を侵害して違憲であるとの確認を求める憲法訴願審判を請求した。

2) 憲法裁判所は2000年3月30日宣告 98 憲ㄷ 206 決定で上記の審判請求を却下し、「請求権協定第3条の形式と内容から見ても、外交的問題の特性から見ても、請求権協定

の解釈及び実施に関する紛争を解決するために外交上の経路を通じるのか仲裁に回付するののかに関する大韓民国政府の裁量範囲は相当に広いと見るほかはない。したがって協定当事者である両国間の外交的交渉が長期間効果をあげていないとしても、在日韓国人被徴用負傷者及びその遺族らである請求人らとの関係において大韓民国政府が必ず仲裁に回付しなければならない義務を負担することになったと解することは困難である」との要旨の判示を行った。

## カ 原爆被害者らの憲法訴願審判

- 1) 一部原告らをはじめとする韓国人原爆被害者ら 2541 名は、原爆被害者としての賠償請求権が消滅したか否かに関する解釈上の紛争が存在するので、被告所属外交通商部長官は請求権協定第 3 条が定めた手続により解釈上の紛争を解決するための措置をとる義務があるのにこれを全く履行していないと主張し、このような不作為は憲法訴願審判請求人らの基本的人権を侵害し違憲であるとの確認を求める憲法訴願審判を請求した。
- 2) 憲法裁判所は 2011 年 8 月 30 日宣告 2008 憲마 648 決定において、「請求人らが日本国に対して有する原爆被害者としての賠償請求権が請求権協定第 2 条第 1 項によって消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を、上記協定第 3 条が定める手続によって解決しないでいる被請求人の不作為は違憲であることを確認する」と決定した（以下「本件違憲決定」という）。
- 3) 憲法裁判所は本件違憲決定の理由において、「請求権協定第 3 条による紛争解決手続に進む義務は、日本国によって行われた一連の不法行為により人間の尊厳と価値を深く毀損された自国民らが賠償請求権を実現できるよう協力し保護しなければならない憲法的要請によるものである。特に被害者らの日本に対する賠償請求権の実現に現在の障碍状態が招来したことは、大韓民国政府が請求権の内容を明らかにせず「すべての請求権」という包括的な概念を使用して請求権協定を締結したことにも責任があるという点に注目するならば、その障碍状態を除去する行為に進むべき具体的義務がある。ところが原爆被害者らの日本国に対する賠償請求権が請求権協定によって消滅したか否かに関する韓日両国間の解釈上の紛争を解決するために、大韓民国政府が協定第 3 条による紛争解決手続としての措置を特別にとったことがないと思われる。大韓民国政府のこのような不作為は憲法に違反し、請求人らの基本的人権を侵害するものである。」という要旨の判示を行った。

〔認定根拠〕争いのない事実，甲 1 号証の記載，当裁判所に顕著な事実，弁論全体の趣旨

## 2 原告らの主張

ア 原爆被害者らの日本国に対する賠償請求権が請求権協定によって消滅したか否かについて韓日両国間に解釈上の紛争が存在するにもかかわらず被告が請求権協定第 3 条に定める解決手続に進まない不作為は違憲であるとの本件違憲決定が宣告された。被告はそれ以降日本国を相手に原爆被害者問題解決のための両者協議等を提案したが、日本国は

これに応じていない。これは請求権協定第3条に定める紛争解決手続中、第1項の外交上の経路を通じて解決することのできない場合に当たるので、被告は第2項の仲裁手続による解決のために日本国に仲裁を要請する公文を送るべきであるが、未だに両者協議だけを要求するなど生ぬるい対応をしているだけである。

イ 本件違憲決定以降にも被告がその決定趣旨にしたがって請求権協定第3条による紛争解決手続に進む作為義務を履行していないことは不法行為に該当し、これによって原告らが精神的苦痛を受けているので、被告は原告らに各1000万ウォンの慰謝料とこれに対する遅延損害金を支払う義務がある。

### 3 判断

ア 本件違憲決定以前の外交上の措置に対する評価

甲1・2号証（枝番号があるものは枝番号を含む、以下同じ）、乙8号証の各記載に弁論全体の趣旨を総合すると、被告は本件違憲決定以前にも原爆被害者らの被害救済のために日本国政府に持続的に問題を提起し、これによって日本国政府から支援金の交付を受けた事実、これをもとに原爆被害者福祉基金をつくって被害者らに対する経済的支援をするなど一連の外交的措置を取ってきた事実が認められる。

しかし、このような外交上の措置を原爆被害者らの日本に対する賠償請求権が請求権協定によって消滅したか否かの解釈上の紛争を解決するための紛争解決手続として評価することはできない。しかしながら、原告らは本件違憲決定以前における請求権協定第3条による紛争解決手続に進む被告の作為義務不履行による不法行為責任を主張するものではないので（第9次弁論期日原告ら訴訟代理人陳述）、この部分は判断対象から除外することにする。

イ 本件違憲決定以降の被告の措置とその評価

#### 1) 認定事実

次の事実は甲2・3号証、乙6・9号証の各記載、証人Aの証言及び弁論全体の趣旨によって認められる。

ア) 被告は2011年9月14日、本件違憲決定による後続措置のために韓日請求権協定タスクフォース（T/F）を設置し、2011年10月7日このT/Fのための諮問団を設置した。

イ) 被告は外交当局者の面談・協議、口上書伝達等を通じて、日本国に原爆被害者らの損害賠償請求権が消滅したか否かに関する紛争解決のための両者協議を提案した。また被告は、日本国外交当局者と日本国の国会議員・地方自治団体関係者との面談等を通じて、原爆被害者らの日本国に対する損害賠償問題解決のための支援と協力を要請した。その主要な内容は次の通りである。

日時	主要内容
2011年9月1日	〈外交部東北アジア局長-駐韓日本大使館総括公使面談〉 本件違憲決定があったことを説明し、その内容と法的論理構成について

	綿密に検討後、追って再度論議することになると説明。
2011年9月15日	〈外交部東北アジア局長-駐韓日本大使館総括公使面談〉 「原爆被害者の賠償請求権が請求権協定によって消滅したか否かについて論議するために、請求権協定第3条により近日中に韓日外交当局間協議を開催することを希望する」との内容の口上書を伝達。
2011年10月6日	〈外交部長官-日本外務大臣会談〉 原爆被害者問題に関して、大局的・人道的見地から日本側の対応を求める。
2011年10月10日	〈国務総理-日本衆議院議長接見〉 原爆被害者問題解決のための関心と支援を依頼。
2011年10月28日	〈外交部国際法規課長-駐韓日本大使館政務参事官面談〉 本件違憲決定の後続措置として、外交部内のT/F及び諮問団構成等の韓国側関連措置を説明し、口上書を通じた両者協議提議について日本側の検討動向を尋ねる。
2011年11月15日	〈外交部東北アジア1課長-駐韓日本大使館参事官面談〉 「軍隊慰安婦及び原爆被害者問題解決の緊急性等を考慮し、請求権協定第3条による韓日外交当局間協議開催提案に早急に応じることを再度求める」との内容の口上書を伝達。
2012年2月23日	〈韓日課長会議〉 原爆被害者問題も軍隊慰安婦問題と共に違憲決定を受けたが、この間すべての関心が軍隊慰安婦問題にだけ集中していることを指摘し、原爆被害者問題は軍隊慰安婦問題とは異なり、韓日両国が真摯に協議すれば解決することができる次元の問題であると言及し、原爆被害者らにこの間国籍による差別措置を取ってきた日本政府の誤りを指摘。
2013年4月22日	〈韓日課長協議〉 請求権協定対象に含まれない原爆被害者に対する賠償を公式に要求。
2013年5月27日	〈韓日課長協議〉 原爆被害者問題と関連し、2度にわたって提案した請求権協定第3条による両者協議に日本国政府が応じることを求める。
2014年11月27日	〈外交部東北アジア局長-日本外務省アジア大洋州局長面談〉 韓国側が既に2度（2011年9月、11月）にわたって伝達した口上書にしたがい、日本側が早急に両者協議に応じることを要求。
2015年1月19日	〈第6次韓日局長級協議〉 原爆被害者に関連して2度日本側に伝達した口上書による両者協議開催を再度求める。

ウ) 上記のような被告の措置にも、日本国政府は上記解釈上の紛争解決のための両者協議提案等に関して明示的で積極的な対応を見せていない。

エ) 被告は現在まで請求権協定第3条第2項に定める「仲裁」手続については何らの措置も取っていない。



2) 請求権協定第3条第1項の「外交上の経路」を通じた紛争解決手続きに該当するか否かについて

被告が本件違憲決定以降、T/Fと諮問団を構成して対応策を講究しながら、各級外交当事者間の協議等を通じて「請求権協定によって原爆被害者らの日本に対する賠償請求権が消滅したか否か」との具体的懸案に関する両者間の協議を持続的に要求して口上書を伝達するなど、外交当局との直接的な外交的交渉努力をした事実は先に見たとおりである。被告はその他にも日本国国会議員、地方自治団体、地域弁護士会、原爆被害者団体等との面談及び講演等を通じて間接的な外交的交渉努力も繰り返し行っていると思われる。このような外交的交渉努力は、請求権協定の解釈上の紛争という具体的懸案に関するものとして、請求権協定第3条第1項で定めた「外交上の経路」を通じた紛争解決手続きとして評価することができ、本件違憲決定以前に行われた一連の外交上の措置とは区分される。

ウ 請求権協定第3条第2項所定の仲裁回付義務が認められるか

請求権協定第3条は、本協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は「まず」外交上の経路を通じて解決し、これによって解決することのできない紛争は一方締約国政府の要請によって仲裁委員会に回付すると規定している。

このように請求権協定第3条が外交上の経路を通じた紛争解決手続を優先するように規定している点、韓国と日本の間には原爆被害者問題以外にも日本軍慰安婦問題、強制徴用被害者問題等、外交的懸案が山積している点などに照らし、本件違憲決定以降に被告の請求権協定解釈上の紛争解決のための両者協議提案要求に対して日本国政府が明示的で積極的な反応を見せていないという事情のみでは、原告らに対する関係において被告が請求権協定第3条第2項所定の仲裁回付義務を負担することになったとは解し難く、原告らに仲裁回付せよと請求できる権利が生じたとも解し難い（憲法裁判所 2000年3月30日宣告 98 憲判 206 決定参照）。

また、本件違憲決定は、原告等が日本国に対して有する原爆被害者としての賠償請求権が請求権協定によって消滅したか否かに関する解釈上の紛争を、協定第3条所定の手続、即ち「外交上の経路を通じた解決」又は「仲裁回付を通じた解決」によって解決しないという不作為が違憲であるというものである。即ち本件違憲決定は被告にただちに仲裁回付を通じた紛争解決義務があるとか、一定期間外交上の経路を通じた紛争解決を模索した後には必ず仲裁回付を通じた紛争解決手続に突入しなければならないと宣言しているものではない。

エ 不法行為が成立するか否か

先に見たとおり、被告は日本国が明示的な対応をしていないのに、両者協議要求等の外交上の交渉努力にとどまったまま、これを超えてより積極的な措置や請求権協定第3条第2項による仲裁手続回付に進まないでいる。原告らがすべて高齢である上に、被爆による後遺症に苦しめられるなど被害救済の切迫性と緊急性に照らし、被告のこのような措置が十分なものであると見ることは困難である。

しかし、先に見た本件違憲決定の趣旨と請求権協定によっても仲裁は二次的手段であ

る点，韓日外交関係の特殊性，他の過去史問題との複合性等を総合的に考慮すれば，被告が原爆被害者らの賠償請求権と関連した請求権協定の解釈上の紛争という具体的懸案に関して外交的交渉努力をしている以上，現段階で被告の措置が十分ではないという事情だけでは本件違憲決定の趣旨に反して請求権協定第3条所定の紛争解決手続きに進むべき作為義務に違反したものとして不法行為が成立すると解することは困難である。したがって，これとは異なる前提に立った原告らの上記主張は受け入れることができない。

#### 4 結論

そうであれば，原告らの本件請求はすべて理由がないのでこれを棄却することとし，主文の通り判決する。

裁判長 判事 ユン・カンヨル  
判事 ソ・キョンミン  
判事 イ・ポギョン